

BCP策定率向上のためのアクションプラン ～中小企業の危機管理能力を強化し、危機に強い北海道経済を目指します～

平成28年10月18日

経済産業省 北海道経済産業局

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

担当：竹田、木村、一宮

電話：011-709-2311（内2575）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

目次

1. 大規模災害への備えの必要性	・・・ P2
2. BCP（事業継続計画）とは	・・・ P3
3. BCPの策定状況	・・・ P4
4. 中小企業・小規模事業者におけるBCP策定の必要性	・・・ P5
5. BCP策定率の向上を目指した支援	・・・ P6
6. BCP策定率向上のためのアクションプラン	・・・ P7
(参考)	
中小企業庁のBCP指針に基づく融資制度	・・・ P9
国の計画等におけるBCPの位置づけ	・・・ P10

1. 大規模災害への備えの必要性

- 2016年8月、北海道に4つの台風が上陸、接近し、道内各地に大きな被害をもたらしました。1年間に3つの台風が北海道に上陸したのは観測史上初めてのことです。
- 巨大地震の発生、過去の経験値を上回る豪雨等、従来の予想を超える規模の自然災害が発生しています。

なぜ事前の備えが必要なのか

台風10号で浸水した南富良野町
(2016.8 北海道開発局)



災害発生時には・・・

- ・ 当初の想定外のことが起きる可能性がある。
- ・ 普段、出来ていることが、混乱するなどして、対応できないことがある。
- ・ 経営陣などが、自社・現場にいない可能性がある。

事前に備えることで・・・

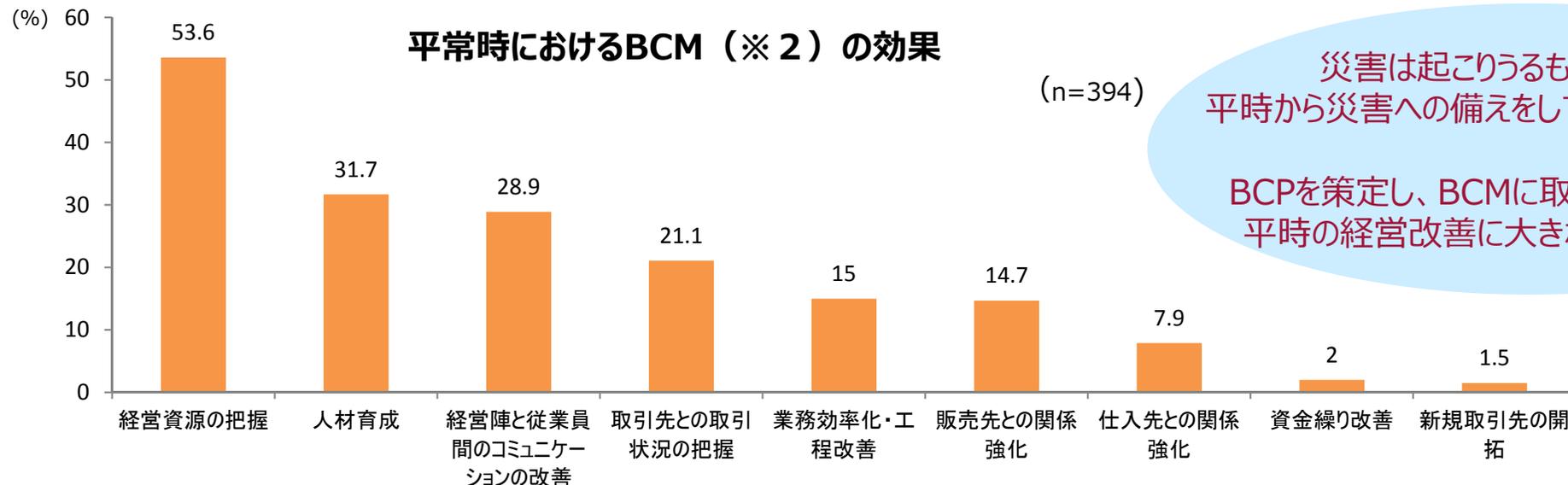
- ・ 事前の計画に基づき、たとえば災害後に必要な情報収集（社員安否確認・自社等の被害状況把握）を早めに行い、事業継続に必要な人員確保や取引先向けの情報発信。
- ・ 想定外であっても、これまでの防災訓練・課題検証の取り組みの経験を生かした応用が可能。
- ・ 社員に浸透することで、指示を待つまでもない取り組みから早期復旧の手助けとなる。

企業の存続・競争力の確保

2. BCP（事業継続計画）とは

- 大規模災害等が発生して企業の事業活動が停止した場合、その影響は個々の企業のみならず、取引先や地域の経済社会、ひいては我が国全体に多大な影響を与えることとなります。
- 緊急事態への備えとして、※BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定しておくことが重要

※BCPとは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したもの



災害は起こりうるものと想定して
平時から災害への備えをしておくことが大事です。

BCPを策定し、BCMに取り組んだ場合には、
平時の経営改善に大きな効果があります。

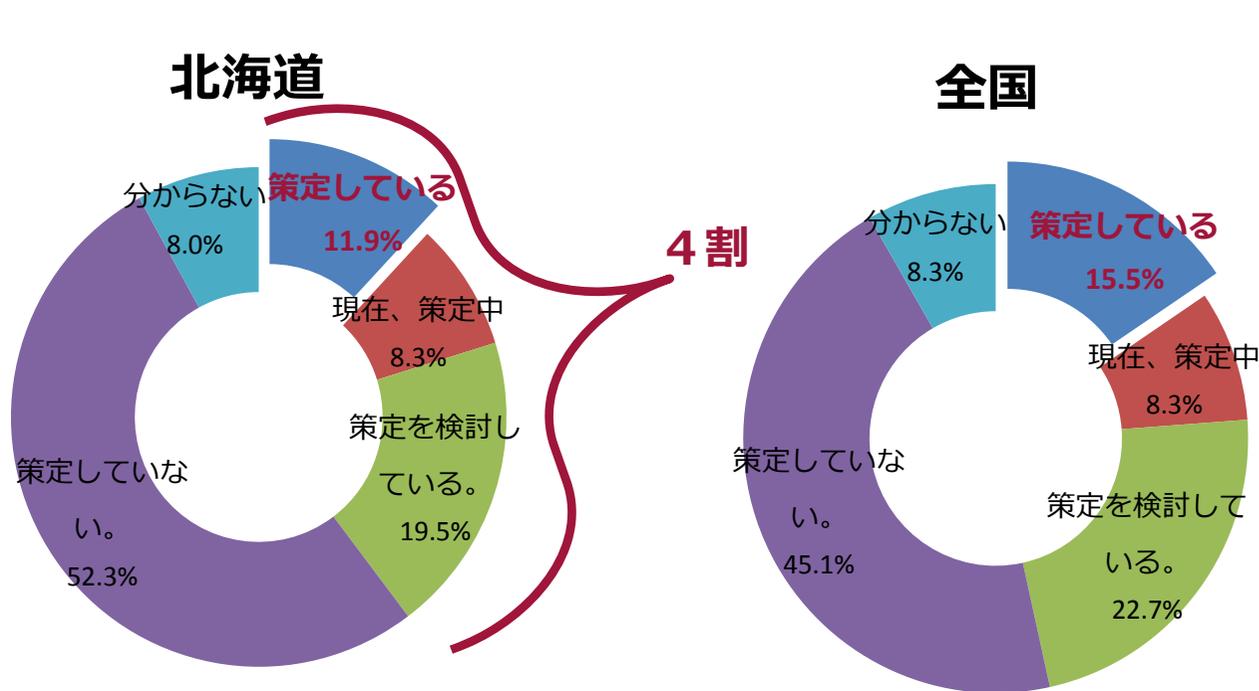


(児嶋局長)

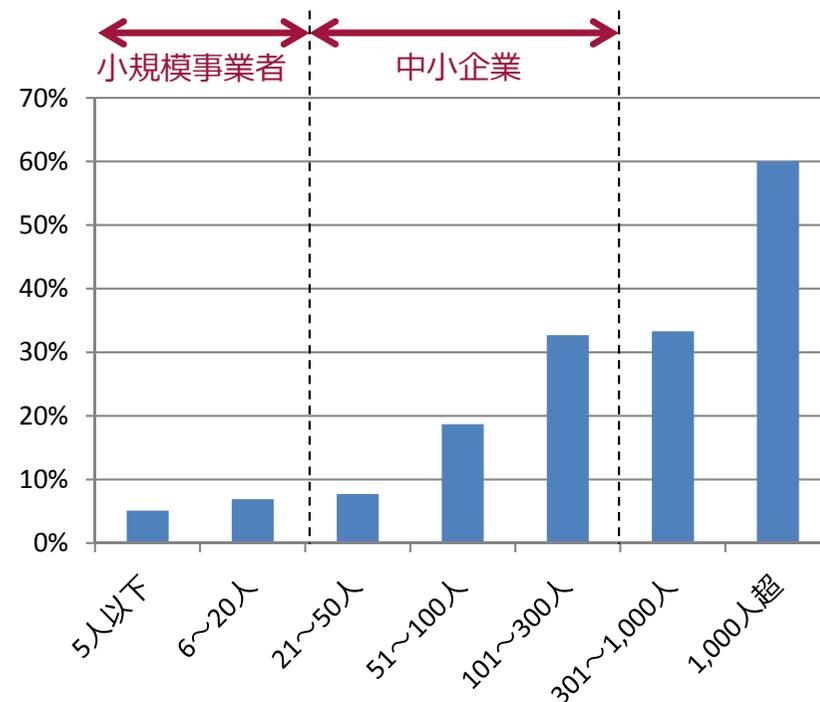
※2 BCM（Business Continuity Management：事業継続マネジメント）とは事業継続計画を策定し、継続的に運用していく活動や管理の仕組み
(資料) 2016年度版中小企業白書（中小企業庁委託「中小企業のリスクマネジメントへの取組に関する調査」(2015年12月、みずほ総合研究所(株))

3. BCPの策定状況

- 北海道において、BCPを策定している企業は11.9%にとどまり、全国平均の15.5%を下回っています。「現在策定中」、「策定を検討している」と合わせても4割にとどまっています。
- 従業員数の少ない中小企業・小規模事業者ほど、策定が進んでいないのが現状です。



事業継続計画(BCP)の策定状況



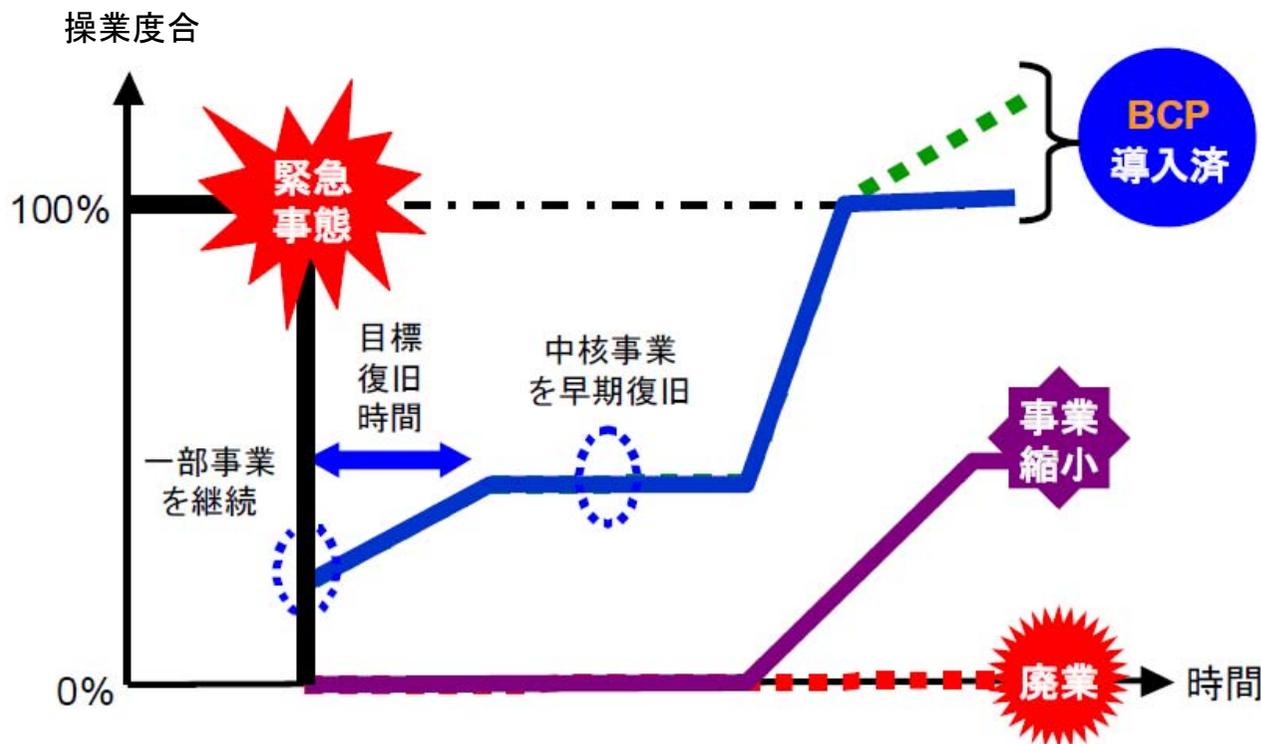
北海道の事業継続計画 (BCP)策定割合～従業員規模別～

事業継続計画(BCP)に対する道内企業の意識調査 2016.8 (株)帝国データバンク

調査期間は2016年6月17日～30日、調査対象は道内1,175社で、有効回答企業数は553社 (回答率47.1%)

4. 中小企業・小規模事業者におけるBCP策定の必要性

- 中小企業・小規模事業者は、災害に起因する事業中断がそのまま廃業や倒産につながる可能性があります。
- 経営者がリーダーシップを発揮できる中小企業・小規模事業者だからこそ、BCPを導入することは決して難しくはありません。



中小企業・小規模事業者は、被災時に優先して復旧する中核事業を特定することが、大企業よりも比較的容易です。

また、BCPの運用に向けて、全従業員に周知、訓練することも、容易です。



(児嶋局長)

5. BCP策定率の向上を目指した支援

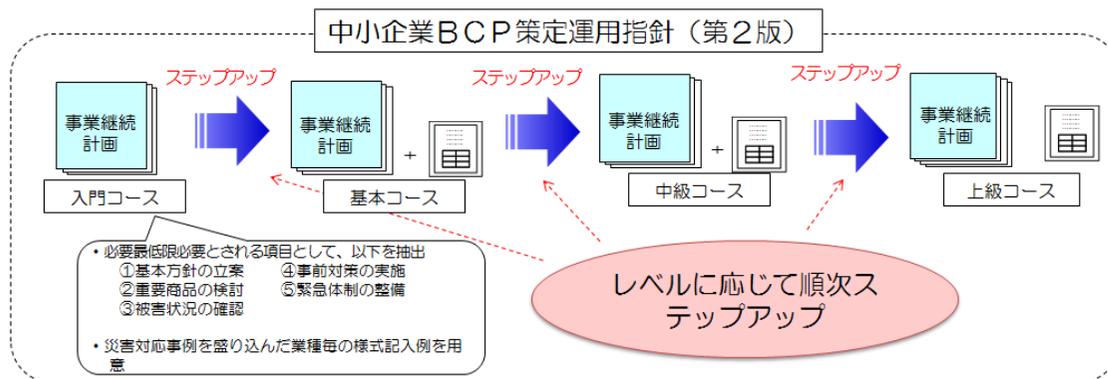
- 北海道経済産業局では、道内の中小企業・小規模事業者のBCP策定率40%を当面の目標に支援を行います。
- 中小企業庁では、BCP策定支援ツールとして、「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表しています。

中小企業BCP策定運用指針（第2版）（平成24年3月改訂）

～BCPの策定・運用に必要な事項を、事例なども入れながらわかりやすく解説した支援ツール～

- BCPに初めて取り組む方でも容易に策定できる内容となっている「入門コース」から、徐々にレベルを上げた「基本」、「中級」、「上級」の4コースを用意しています。策定される方が自分のレベルに合ったコースを選択し、策定することができ、訓練等の運用を通じて、改善（ステップアップ）していくことができます。
- 必要な様式等は、HPダウンロードが可能。

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>



BCPの策定は決して難しくありません。
社長一人で作れます。
「中小企業BCP策定運用指針」を参照して、
とにかく一度、自社のBCPを作ってみてください。



(児嶋局長)

6. BCP策定率向上のためのアクションプラン①

- 北海道経済産業局では、関係機関・団体と連携しながら、以下の取組を「施策パッケージ」として、展開します。

(1) BCP普及セミナー（仮称）の開催

BCPの必要性、策定支援策及び、災害対応支援策について説明を行うセミナーを開催します。

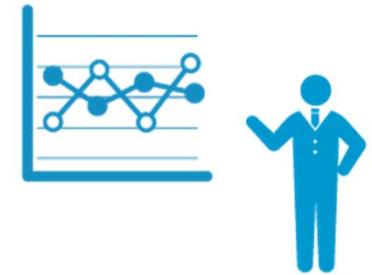
＜開催概要＞

時期：平成28年11月30日（予定）

開催地：札幌市内

対象：中小企業・小規模事業者、認定支援機関、業界団体等

講師：中小企業庁経営安定対策室ほか



(2) BCP策定ワークショップ（仮称）の開催

（協力：中小企業診断協会北海道）

I. 業界団体

業界団体と連携し、BCP策定のワークショップを開催するとともに、業界団体主催のBCP普及事業にも協力します。

＜開催概要＞

時期：平成28年11月～平成29年3月

開催地：札幌市ほか

対象：業界団体（※）の所属する企業

※北海道機械工業会、北海道農業機械工業会、
北海道バイオ工業会、北海道葬祭業協同組合、
札幌鉄工団地協同組合 ほか

講師：中小企業診断士ほか



II. 地域展開

信用金庫と連携し、BCP策定のワークショップを開催します。

＜開催概要＞

時期：平成28年11月～平成29年3月

開催地：札幌市、旭川市、帯広市、室蘭市

対象：信用金庫の取引企業など

講師：中小企業診断士



6. BCP策定率向上のためのアクションプラン②

～BCP普及のための3つの運動！～

(3) BCP策定の輪を拡げる運動！

当局HPにBCPのバナーを設け、特設ページにおいて、BCPを策定した企業名を公表するなどして、危機管理能力の高い企業の認知度を高めるとともに、BCP策定の輪を拡げます。



(4) BCP策定のサポーターを増やす運動！！

北海道経済産業局長名で、認定経営革新等支援機関(現在、578機関)、中小企業支援機関、業界団体等に対して、1社でも多くの企業のBCP策定に向けたサポートをお願いする要請文を発出するなどして、BCP策定のサポーターを増やします。



(5) BCP策定の声かけ運動！！！！

当局職員一人一人が、企業訪問や打合せの機会を通じて、BCP策定の重要性を説明し、未策定企業には策定を働きかけます。



～BCP策定率向上のためのアクションプランの関係協力機関～ (平成28年10月現在)

※今後も随時拡大予定

北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道火災共済協同組合、北海道信用金庫協会、中小企業診断協会北海道、中小企業基盤整備機構北海道本部、北海道中小企業総合支援センター、北海道よろず支援拠点 ほか

(参考) 中小企業庁のBCP指針に基づく融資制度

名称：社会環境対応施設整備資金（BCP関連）

対象：中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り、策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者

※中企庁指針による入門、基本、中級、上級の各コースが対象。なお、自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば対象とする。

取扱金融機関：日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）

貸付対象：

- 設備資金：施設の耐震化、自家発設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※施設の建て直し、移転を含む。）
- 運転資金：耐震診断に必要となる運転資金**

貸付限度額及び貸付利率：

（中小企業事業）

- 貸付限度額：7億2千万円 **（うち、運転資金2億5千万円）**
- 貸付利率：【設備資金】2億7千万円まで：基準利率－0.65%
2億7千万円超：基準利率
【運転資金】基準利率－0.4%

（国民生活事業）

- 貸付限度額：7,200万円 **（うち、運転資金：4,800万円）**
- 貸付利率：【設備資金】基準利率－0.65%
【運転資金】基準利率－0.4%

※両事業ともに、耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から－0.9%引き下げる。

(参考) 国の計画等におけるBCPの位置づけ

国の計画等におけるBCPの位置づけ

防災基本計画 (平成28年5月31日中央防災会議改定)

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）

2020年（平成32年）までに実現すべき成果目標

- 大企業BCP策定率：ほぼ全て
- 中堅企業BCP策定率：50%

日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

事業継続計画(BCP)の裾野の広い普及の促進

国土強靱化法（平成25年12月11日成立）

<国土強靱化基本計画（抜粋）>

- 各企業等におけるBCP/BCMの構築の促進に向けて、国際規格の動向も見据えつつ、共通ガイドラインの改訂や、必要に応じて各業種・業態にあわせた策定マニュアル等の作成を推進するとともに、その普及啓発を行う。

<国土強靱化アクションプラン2016（抜粋）>

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するために必要な企業連携型BCPの策定への取組を、事業継続計画策定等推進連絡会議等により関係府省庁の情報共有等を図りながら効率的に進める。また、個別企業のBCPについても、BCPに関する融資制度の充実等により、策定を促進するとともに、実効性向上のための指標や事業継続能力向上のための訓練テキストを活用したセミナーの開催等により、その実効性を向上させる。